

# 税務と経営

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号  
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990  
FAX (06) 6885-3991  
URL <http://www.ep-support.co.jp/>  
E-mail [support@ep-support.co.jp](mailto:support@ep-support.co.jp)

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

## ヒント

**アンカー** 交渉は勝ち負けやけんかではない。どうやって互いにとっていいものを生み出すかという共同作業だ。と、国際ネゴシエーターの島田久仁彦氏は語る。例えば、友達と外食をするとき、自分は焼き肉屋へ行きたいが、友達にはわからない。こういうとき、「なんか肉を食べたいよね」と相手に知らせておく。すると、レストラン選びの基準が肉料理になり、交渉が有利に進む。この場合の「肉」を専門用語でアンカー（船のいかり）と呼ぶ。アンカーが起点となって一定範囲内にとどまる。国際会議でも「私はこう考えるが、皆さんの意見を聞きたい」と、どこにどうアンカーを打つかが腕の見せ所となる。クーリエ・ジャポン所載。

## ヒント

## 税務 ミニガイド

平成26年度の税制改正で、個人が、平成26年4月1日以後にゴルフ会員権等（主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産）を譲渡して、譲渡損失が生じた場合に、給与所得などの他の所得との損益通算を適用することができなくなりました。



千畳敷カール(長野)

大塚高雄 / オアシス

## 地方法人税の創設など 地方税制が改正されました

### □改正の趣旨

地方税制について、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引下げるとともに、当該引下げ分に相当する課税標準を法人税額とする地方法人税が創設されました。

また、地方法人特別税の規模を縮小し、法人事業税に還元することとされました。

### □住民税法人税割の税率引下げ

住民税法人税割の税率について、次のとおり引下げられることになりました。

- ①道府県民税法人税割の標準税率  
100分の5 → 100分の3.2
- ②道府県民税法人税割の制限税率  
100分の6 → 100分の4.2
- ③市町村民税法人税割の標準税率  
100分の12.3 → 100分の9.7
- ④市町村民税法人税割の制限税率  
100分の14.7 → 100分の12.1

### □地方法人税の創設

地方法人税が創設され、法人税を納める義務がある法人は、地方法人税を納める義務があることとされました。

地方法人税は、法人の各課税事業年度の基準法人税額（各事業年度の所得の金額につき、所得税額控除、外国税額控除及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除に関する規定を適用しないで計算した法人税の額等）を課税の対象とし、地方法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額（基準法人税額）に100分の4.4の税率を乗じて計算した金額とすることとされました。

### □地方法人特別税の税率の引下げ

地方法人特別税の税率について、次のとおり引下げられることになりました。

- ①外形標準課税法人（基準法人所得割額）  
100分の148 → 100分の67.4
- ②所得割額課税法人（基準法人所得割額）

## 話のタネ

○小さくて、手軽な文庫本。明治36年の富山房が三五判サイズで出した袖珍名著文庫が最初。その後様々なサイズの文庫本が出たが、昭和2年創刊の岩波文庫は菊半裁サイズで、価格は100ページにつき20銭（★一個で表示）、★三つなら60銭。ところが、第二次世界大戦で物資不足。商工省は用紙を規格サイズに統一。各出版社の文庫は現在のA六判となる。



- 100分の81 → 100分の43.2
- ③収入金額課税法人（基準法人収入割額）  
100分の81 → 100分の43.2
- 法人事業税の税率引上げ
- 法人事業税の税率について、次のとおり引上げられることになりました。
- ①外形標準課税法人（所得年400万円以下の部分）100分の1.5 → 100分の2.2
- ②外形標準課税法人（所得年400万円超～800万円の部分）100分の2.2 → 100分の3.2
- ③外形標準課税法人（所得年800万円超の部分）  
100分の2.9 → 100分の4.3
- ④所得割額課税法人（所得年400万円以下の部分）100分の2.7 → 100分の3.4
- ⑤所得割額課税法人（所得年400万円超～800万円の部分）100分の4 → 100分の5.1
- ⑥所得割額課税法人（所得年800万円超の部分）  
100分の5.3 → 100分の6.7
- ⑦収入金額課税法人（収入割額）  
100分の0.7 → 100分の0.9

### □適用関係

以上の改正は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税、地方法人税、地方法人特別税、事業税について適用されます。

## 消費税の簡易課税の みなし仕入率

消費税の簡易課税制度とは、中小事業者の事務負担軽減を考慮して設けられた制度で、業種区分毎にその課税期間における課税標準額に対する消費税額に基づき仕入控除税額を計算する方法をいいます。ここで注意しなければならないのは「業種区分」と適用「みなし仕入率」ですが、今回改正がありましたので、再整理したいと思います。

### □改正の概要と適用時期

消費税の簡易課税制度の適用を受けるとき、今まで五つに分類されていた事業区分が今回の改正で六つに再分類され、併せて「みなし仕入率」の変更もなされました。具体的には、

- ①金融及び保険業が第五種事業とされ、「みなし仕入率」が50%（現行60%）とされました。
- ②不動産業が第六種事業とされ、「みなし仕入

率」が40%（現行50%）とされました。

適用時期については、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されることとなりました。

従って、個人事業者の場合には、平成28年分の申告から新しい「みなし仕入率」が適用されることとなります。

### □不動産業の収入とは

不動産の賃貸による収入（土地の貸付代金や住宅家賃は非課税）は勿論のこと、他者物件の管理による収入や仲介手数料も不動産業の収入とされますので注意して下さい。

### □留意点

金融及び保険業には、保険代理店も入ります。従来、第四種事業区分だったところが第五種になりますので留意して下さい。

また、消費税率は5%から8%へ、そして今後10%への引き上げが予定されていますので、家賃への堅実な消費税転嫁が肝要となります。タイミングを誤ることなく値上げの交渉準備しておくことも重要な事項となります。

## ナマの税務相談室

**Q** いつも何かご相談に預かりまして有難うございます。実は友人の父甲氏が昨年暮れにお亡くなりになり、遺産相続の件でよく分からない点があると相談に参りました。その確認すべき点をご教示賜りたく参上いたしました。

**A** それは、それは…。ご足労有難うございます。

**Q** 甲氏の死去によるショックで、奥方の乙さんが一時的にせよ記憶喪失症になりまして回復に時間がかかりましたが漸く記憶力が回復いたしました。真相が見えてまいりました。

実は、甲乙ご夫妻の過去の預金通帳を調べているうちに同時期に各々400万円の意味不明の入金事実がありました。その後、これは甲氏のご尊父である丙氏（平成23年10月死去）の葬儀にかかる香典収入であることが香典台帳から判明いたしました。その香典収入を夫婦が分け

## 思いがけない 3年以内の生前贈与

て各々自分の口座に入金したという次第です。丙氏は地元の名士であり何かと世話役を引き受け人望もあり葬儀には多くの人が参列されました。そして、喪主を務めた甲氏が葬儀費用の支払いを行ったことも確認されました。

お聞きしたいのは、その香典収入合計800万円のうち乙口座に入金された400万円の取り扱いについてです。どのように考えればよいのかご教示下さい。

**A** ご用件の趣旨は分かりました。喪主の400万円は相続税法の規定では非課税です。また、特定の遺族名に対する給付でない限り、お話の経緯から判断すると乙の口座に入金された今回の400万円は甲からの贈与と考えるべきでしょう。このたび甲の相続税申告に際し、相続人の乙は甲の生前3年以内の贈与として相続税の申告上課税価格に加算するという規定があります。

## 次の議論のテーマは 「寡婦(夫)控除」の可否

**婚** 外子(非嫡出子)に対する相続差別を違憲とする最高裁大法廷の全員一致決定を承けて、当該差別規定を削除する民法改正がなされたところですが、法律婚主義の尊重よりも「法の下での平等」の実現を重視すべき、との国民世論の変化が背景にあります。

**そ** ういう時代の流れから、婚姻届をしている男女間の子どもと、婚姻届をしていない男女間の子どもを平等に遇する必要は相続分の平等ということに限らない、として所得税法の寡婦控除が議論のテーマに浮上してきています。

**寡** 婦控除は、死別や離別など、過去に法律婚歴のある一人親を対象とし、同じ一人親でも法律婚歴のない場合

は対象となりません。寡婦控除の対象外とされると、所得税・住民税の納税額が増え、さらに税額に応じて負担する保育料ほかの生活費負担が重くなります。

**議** 論の場は国会です。衆議院のホームページにある質問主意書・答弁書の一覧表の中に、「所得税法の「寡婦控除」に関する質問主意書」というのがあります。質問者は民主党議員で、法律婚歴の有無で、一人親所帯や、その子どもに格差が生じるのは不合理なので、寡婦控除の適用を法律婚歴のない一人親にも拡大すべきではないか、と質問しています。

**寡** 婦控除の適用を法律婚歴のない一人親に拡大する

ため所得税法の改正を行うことについては、与党としてもすでに検討課題に取り上げており、昨年12月の「平成26年度税制改正大綱」において、「寡婦控除については、家族のあり方にも関わる事柄であることや他の控除との関係にも留意しつつ、制度の趣旨も踏まえながら、所得税の諸控除のあり方の議論の中で検討を行う」と明記されています。

**安** 倍晋三内閣総理大臣名での答弁書も公表されています。政府の答弁書は与党における検討を踏まえて対応してまいりたい、としています。

**寡** 婦控除の適用可否は、保育料や学童クラブ利用料のほか、国民健康保険料や公営住宅入居資格及びその賃料等の算定、幼稚園就園奨励費等補助金などにも関連しており、自治体によっては、寡婦(夫)控除のみなし適用をすでに実施してもいます。

7月。早いもので今年ももう半年が過ぎました。今まで、税込価格に馴れていたせいか、やたら、税抜価格が目につきます。二〇〇円かと思ったら二一六円。至極当然のことですが、春に遅れて青葉若葉の中に咲き残る桜の花を、余花といいます。「残花」は春、「余花」は夏の季語です。「余花に逢ふ再び逢ひし人のごと 虚子」



いかに多くの人々が  
汝より前進しているかを見るよりも、  
いかに多くの人々が  
汝より遅れているかを考えよ。

(ローマの哲学者 セネカ)

### 7月の税務メモ

#### (国税)

- 6月分源泉所得税の納付(特例適用者は1~6月分の半年分)
- 所得税の予定納税額の減額申請
- 所得税の予定納税額第1期分納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告

10日

15日

31日

〃

〃

(地方条例による)

#### (地方税)

- 6月分個人住民税特別徴収分の納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税(都市計画税)の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。